

**流山市・上下水道局発注工事における
社会保険等未加入対策(一次下請)について
(概要・Q&A・フロー)**

平成29年7月
令和2年2月(改定)
流山市

I 概要について

◎一次下請契約者を社会保険等加入業者に限定します。

平成30年2月1日以降に契約締結した工事において、受注者は、原則として社会保険等未加入業者を下請契約(受注者が直接契約締結するものに限る。以下「一次下請契約」という。)の相手方としないこととします。

【契約書／条項の追加】

建設工事請負契約書（契約約款）

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

① 社会保険等未加入建設業者の確認方法等

下請業者選定届(施工体制台帳等)及び添付書類により確認を行います。なお、違反した受注者に対しては「契約違反」となり以下の罰則が科されます。

【指名停止の措置】

「流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準」に基づく指名停止等の措置を行います。

流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準 別表第1

(契約違反)

5 第2号に定めるもののほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。

<当該認定の日から2週間以上4か月以内>

② 社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

受注業者は、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出し、社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者がさらに指定する期間内に社会保険等未加入建設業者が社会保険等に加入することを条件として、例外的に認められます。

ただし、指定する期間内に加入手続き等がとられなかった場合は、①に記載の罰則の対象になります。

なお、以下の場合は「特別の事情」に該当しません。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

II 社会保険未加入対策に関するQ & A

Q1 社会保険等とは何ですか。

A1

雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険をいいます。

Q2 社会保険等の適用除外とは、どのような場合ですか。

A2

雇用保険については、一人親方で被保険者となる労働者がいない場合は、適用除外になります。

また、健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主は、適用除外になります。

なお、社会保険等において、一人親方等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されるので、詳細な内容は、年金事務所等に問い合わせてください。

【補足】社会保険等に加入しなければならない場合について

原則として以下の場合には保険の適用事業所となります。ただし、会社の状況により異なる場合がありますので、詳細は所管行政庁にお問い合わせください

保険の種類	適用事業所の要件	所管行政庁
雇用保険	・労働者を1人以上雇用する事業所	公共職業安定所(ハローワーク)
健康保険 厚生年金保険	・全ての法人事業所 ・常時5人以上の従業員 のいる事業所	年金事務所

Q3 適用除外の場合、加入と未加入のどちらの扱いとなりますか。

A3

加入と同様の扱いになります。

Q4 建設業者としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのですか。

A4

今回の取組は、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある建設業者が各保険に加入していることを確認するものです。

なお、個々の労働者でも各保険に加入義務がある場合には、適切に加入させる必要があることに十分留意してください。

Q5 どのような場合でも、受注者(元請業者)と未加入の一次下請業者との契約が禁止されるのですか？

A5

当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に当該未加入業者が社会保険等に加入することを条件として、例外的に認められます。

Q6 発注者は、一次下請業者の社会保険等加入状況をどのように確認するのですか？

A6

施工体制台帳の健康保険等加入状況欄により確認します。

Q7 受注者(元請業者)は、一次下請業者の社会保険等加入状況をどのように確認するのですか？

A7

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(国土交通省)」を踏まえ、必要に応じ、保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めつつ、加入状況を確認してください。

参考:確認方法の例として、下記の方法があります。

① 有効期間内にある経営規模等評価結果通知書

「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」が『有』または『除外』となっていること。

② 健康保険または厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明(申請)書」

「資格取得確認および標準報酬決定通知書」

「健康保険・厚生年金保険新規適用届」(年金事務所の受付印のあるもの)

③ 雇用保険

「領収済通知書」および「労働保険概算・確定保険料申告書」

「雇用保険被保険者資格等通知書(事業主通知用)」

「雇用保険適用事業所設置届」(ハローワークの受付印のあるもの)

Q8 施工体制台帳記載の下請業者の範囲はどこまでですか？

A8

対象となる下請業者は、建設工事の請負契約における全ての下請業者(無許可業者を含む。)を指すので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象となります。

一方、建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請業者等については、建設業法上は記載の必要はありません。

ただし、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となります。

Q9 社会保険等未加入対策(一次下請)の下請業者の範囲はどこまでですか？

A9

対象となる一次下請業者は、建設業許可を有する業者となります。。

Q10 発注者が施工体制台帳等により社会保険等加入状況を確認し、未加入であることが判明した場合、どうなりますか？

A10

受注者(元請業者)に対し、速やかに当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を提出するよう指導します。(※理由書は、原則、施工体制台帳提出時に提出してください。)

詳細な事務取扱いについては、別添「社会保険未加入対策(一次下請)確認フロー図」を参照してください。

Q11 建設工事請負契約書(契約約款)記載の「特別の事情」が認められるのは、具体的にどのような場合ですか？

A11

特殊な技術、機器又は設備等(以下「特殊技術等」という。)を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となる事が明らかな場合等です。

なお、以下の場合については「特別の事情」に該当しません。

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- ・過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

Q12 建設工事請負契約書(契約約款)記載の「発注者の指定する期間内」とは、具体的にどの程度の期間ですか？また、「当該事実を確認することのできる書類」とは具体的に何を指しますか？

A12

「発注者の指定する期間内」は、契約締結日から概ね30日間を想定しています。(社会保険等の加入手続きに必要となる期間)

「当該事実を確認することのできる書類」は、保険料の領収済通知書等を想定しています。

Q13 建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との一次下請契約も禁止されますか。

A13

建設業許可を有していない社会保険等未加入業者との下請契約については、禁止されていません。

Q14 罰則規定はありますか？また、その内容はどのようなものですか？

A14

受注者(元請業者)に対して、流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準別表第1第5号(契約違反)に基づき、指名停止等を検討します。

Q15 「特別の事情」が認められない場合、下請契約を解除しなければならないのですか？

A15 下請契約の解除までを求めるものではありません。

Q16 当初は、社会保険等に「加入」として施工体制台帳等を提出しましたが、その後において、一次下請業者が社会保険等未加入業者であったことが判明した場合、どうなりますか？

A16

受注者(元請業者)が施工体制台帳作成時に一次下請業者の社会保険等の加入状況をどのように確認したのか調査を行います。

その調査により、故意に虚偽の記載を行ったことが判明した場合は、受注者(元請業者)は施工体制台帳の虚偽記載に基づく処分の対象となる場合があります。

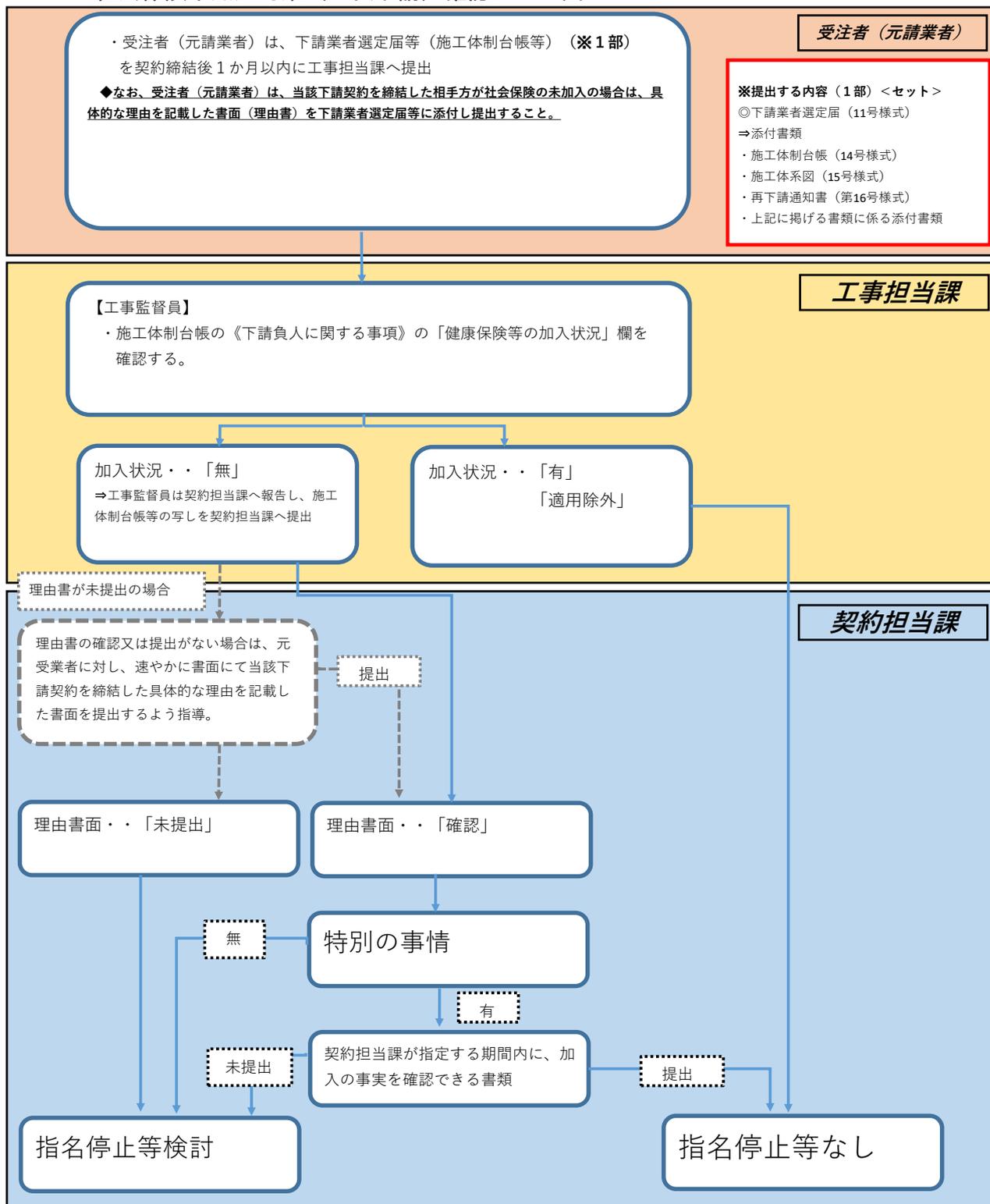
Q17 二次下請以下の未加入建設業者はどのような取扱いになりますか？

A17

今回の「社会保険未加入対策(一次下請)」については、二次下請以下の下請負人については、対象範囲とはしていませんが、国の指針では、「未加入企業を下請けに選定しない取扱いとすべき」、「適切な保険の加入が確認できない作業員は、現場入場を認めない取扱いとすべき」としています。

このため、受注者(元請業者)は、下請業者(二次下請以下を含みます。)に社会保険等が未加入にならないように指導をお願いします。

社会保険未加入対策（一次下請）確認フロー図



※工事発注担当課へ1部提出し、各監督員等が内容を確認。（*入札、随意契約は問いません。）

※公共工事においては、受注者が下請契約を締結した全ての工事で施工体制台帳を作成し、発注者に提出することが義務付けられていますので、留意願います。